

ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2022年4月

(本号は2022年3月31日までの情報に基づきます)

What's New & Update (2022/2~2022/3)

公表日	公表主体	公表内容
2022年2月3日	財務会計基準機構(FASF)	「SSBJ(サステナビリティ基準委員会)設立準備委員会」(第1回)開催(同月17日に第2回、3月1日に第3回、および3月15日に第4回を開催)【→p.3記事】
2022年2月4日	金融庁	「記述情報の開示の好事例集2021」更新(3月25日に再度更新)
2022年2月7日	GPIF	「GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の国内株式運用機関が選ぶ『優れた統合報告書』と『改善度の高い統合報告書』」公表(3月15日には「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」、3月23日には「優れたTCFD開示」を公表)
2022年2月18日	金融庁	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第6回)開催(3月24日に第7回を開催)
2022年2月21日	英国政府	ガイダンス「企業及びLLP向けの気候関連財務開示(Climate-related financial disclosures for companies and limited liability partnerships (LLPs))」公表
2022年2月25日	EFRAG	「欧州サステナビリティ報告基準のクラスターワーキングペーパー」公表(以降、3月3、14、18、25日で一連のワーキングペーパーを公表)【→p.3記事】
2022年3月15日	TNFD	「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワーク」(ベータ版v0.1)公表【→p5、6記事】
2022年3月21日	米国SEC	気候関連開示(Climate-Related Disclosures)規則案の公表【→p.3記事】
2022年3月25日	経済産業省	非財務情報の開示指針研究会による意見書の公表【→p.4記事】
2022年3月31日	IFRS財団	IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的要求事項」と「気候関連開示」の2つの公開草案を公表【→p.2記事】

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向

1-1. 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) による公開草案公表

- 2022年3月31日、ISSBは「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的要求事項」と「気候関連開示」の2つの公開草案を公表しました。
- 公開草案は、2021年11月に公表されたプロトタイプを更新した提案であり、市中協議を経てIFRSサステナビリティ開示基準として設定されていく見込みです。

ISSBによる2つの公開草案の公表

2022年3月31日、IFRS財団のISSBは、サステナビリティ開示基準について2つの公開草案を公表し、意見募集期限を2022年7月29日とする市中協議を開始しました。公開草案は、IFRSサステナビリティ開示基準第1号「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的要求事項」(IFRS S1)と、IFRSサステナビリティ開示基準第2号「気候関連開示」(IFRS S2)です。ISSBは、ESG報告のための国際的なベースラインの提供を目指しており、そのベースラインが各法域の基準に含まれるよう、他の国際機関や各法域と緊密に協力するとしています。

また、ISSBは同日、SASBスタンダードの活用方法に関する計画を示しました。ISSBは、SASBスタンダードにもとづいて基準を構築し、SASBの産業別の基準開発アプローチを基準開発プロセスに組み込むという内容です。ISSBは、企業や投資家の引き続きのSASBスタンダードの支持と利用を積極的に奨励するとしています。

公開草案の概要

公開草案は、2021年11月にISSBの技術的準備ワーキンググループ (Technical Readiness Working Group: TRWG) が公

表したプロトタイプを更新した提案です。そのため、プロトタイプと公開草案との比較文書が公表されています。

また、TCFD提言と同様、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4本柱で構成されています。公開草案に付随して、TCFD提言の推奨事項と公開草案「気候関連開示」との比較文書も公表されています。

IFRSサステナビリティ開示基準は、全般的要求事項のIFRS S1、個別の要求事項のIFRS S2(気候関連開示)、その他のIFRSサステナビリティ開示基準、および産業別の開示要求事項から構成される見込みです。

IFRSサステナビリティ 開示基準

IFRS S1
(全般的要求事項)

- IFRS S2(気候関連開示)
- その他のIFRSサステナビリティ開示基準
- 産業別の開示要求事項

IFRS S1は、国際会計基準 (IAS) 第1号および第8号を参考に設計されています。

IAS第1号「財務諸表の表示」は、完全な1組の財務諸表が定義されており、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、会計方針の設定および実施に関する指針が示されています。

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向

1-2. その他の国内外の動向

- 2022年2月から、SSBJ(サステナビリティ基準委員会)設立準備委員会が4回開催され、IFRSサステナビリティ開示基準の市中協議への対応準備が進められています。
- 2022年1月から3月までで欧州のEFRAGから欧州サステナビリティ報告基準のワーキングペーパーが公表され、2022年3月に米国SECから気候関連開示規則案が公表されています。

SSBJ設立準備委員会の開催(第1回～第4回)

2022年1月に設置された財務会計基準機構(FASF)のSSBJ設立準備委員会について、2022年2月から3月までに合計4回の委員会が開催されました。ISSBの技術的準備ワーキンググループ(TRWG)が2021年11月に公表した2つのプロトタイプ(「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ」と「気候関連開示プロトタイプ」)の要求事項の確認、検討が実施されました。

確認、検討の対象は、「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項のプロトタイプ」のうち「目的」「範囲」「マテリアリティ」などに関する規定、2つのプロトタイプの両方に含まれる要求事項のうち、4つの柱である「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に関する規定、そして基準の構造である「産業別開示とテーマ別開示の関係」などとなっています。

なお、3月31日にISSBが公表したIFRSサステナビリティ開示基準の公開草案については、SSBJ設立準備委員会において、確認、検討、およびコメントの作成が行われると想定されます。

欧州と米国のサステナビリティ開示基準設定の動向

2022年1月から3月にかけて、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)から「欧州サステナビリティ報告基準のクラスターワーキングペーパー(ESRS Cluster Working Papers)」が順次公表されています。「戦略、ガバナンス、影響、リスク、機会」「産業横断的な基準」「産業別の基準」「表示」「概念的なガイドライン」の各分野の基準のワーキングペーパーが公表されました。ワーキングペーパーは、気候変動だけでなく、汚染、水と水資源、自社の従業員、影響を受けるコミュニティなど、ESGの幅広い分野が対象です。ワーキングペーパーは、4月末までに公開草案として最終化された後、市中協議を経て、2022年中頃に欧州委員会(EC)へ提出される予定です。

2022年3月、米国SECから気候関連開示(Climate-Related Disclosures)規則案が公開されました。内容は、SEC登録企業を対象とする、登録届出書と定期報告書における気候関連開示の要求事項の提案です。事業に重大な影響を与える恐れのある気候関連リスクに関する情報や、財務諸表の注記における気候関連の財務影響の指標、財務的見積りや仮定の情報の開示が含まれます。本規則案への意見募集が実施されます。

2. 「非財務情報の開示指針研究会」の動向

- 2021年6月に設置された経済産業省「非財務情報の開示指針研究会」は、質の高い非財務情報開示の実現ために求められる方向性について議論しています。
- 2021年11月の中間報告書では“揺らぎ”と表現した議論に通底する課題認識を挙げています。
- 2022年3月の意見書ではISSBのプロトタイプに対する基礎的な見解を公表しました。

中間報告書(2021年11月)

「共通性」と「独自性」のバランスを巡る揺らぎ

国際的な開示基準の制定で期待される「共通性」「比較可能性」の確保の議論や、企業の「独自性」「多様性」のバランスをどのように図るべきかといった議論がなされています。

開示基準制定の意義	・企業による開示の取り組みレベルを一段引き上げる ・利用可能な情報の共通性、比較可能性を高め、資本市場全体の効率性を高める
------------------	--

開示基準制定の懸念	・企業の創意工夫の余地が狭まり、開示が保守化・定型化する ・開示基準を遵守すれば足りるとする意識が働きやすく、定型的な開示が生じやすい
------------------	--

「マテリアリティ」を巡る揺らぎ

「シングルマテリアリティ」と「ダブルマテリアリティ」の2つの潮流が併存する中で、企業は開示情報をどのように特定、判断するべきかといった議論がなされています。研究会では、長期の時間軸の中で吟味する対応が望ましく、「ダイナミックマテリアリティ」への意識も必要、としています。

シングルマテリアリティ	財務的インパクトを重視する考え方(国内:金融商品取引法などに基づく制度開示、TCFD提言)
--------------------	---

ダブルマテリアリティ	財務的インパクトと環境・社会的インパクトの側面から重要性を判断する考え方(欧州委員会)
-------------------	---

ダイナミックマテリアリティ	重要性は時間の経過や経済・社会・環境の変化に伴って変化するものとする考え方
----------------------	---------------------------------------

財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報の「関係性」を巡る揺らぎ

非財務情報とサステナビリティ情報の関係性、それらと財務情報の結合性に共通理解が醸成されていない、との議論があります。

非財務情報	財務諸表以外の広範な情報を含意
サステナビリティ情報	企業活動の持続可能性と環境・社会・経済の持続可能性の関係性を意識した開示項目であることが含意

意見書(2022年3月)

2022年3月にISSBのプロトタイプに対する基礎的な見解が意見書で公表されました。内容は次の通りです。

- サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへの賛同
- 比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案
 - ✓ 原則主義に基づく基準設計
 - ✓ 基準全体の構造と、基準において示す開示項目の詳細度の検討
 - ✓ マテリアリティ判断に関するガイダンス文書の作成
 - ✓ ビジネスモデルの表現の充実
 - ✓ ベスト・プラクティスに基づく基準の開発と更新
- 全般的要求事項のプロトタイプおよび気候関連開示プロトタイプへの提案

3. 生物多様性や自然資本に関する動向

2022年に開催されるCOP15の世界目標の採択を受け、締約国は2030年に向けた生物多様性国家戦略を策定していく予定です。ビジネスサイドにおいても、TNFDがCOP15の成果などを取り入れながら、自然関連のリスク情報開示フレームワークを完成させていく見込みです。

生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity) 第15回締約国会議 (COP 15: The 15th meeting of the Conference of the Parties) (中国・昆明)

2022年第3四半期に開催のCOP15第2部において、2011年-2020年の戦略計画を定めた愛知目標を、科学的な評価も踏まえて見直した新たな世界目標(「ポスト2020生物多様性枠組」)が採択される予定です。そこでは2030年までに生物多様性の損失の悪化を止め、2050年に向けて自然生態系の回復を目指す目標が協議されており、COP26(気候変動枠組条約締約国会議)で合意された、産業革命前からの気温上昇を1.5°Cに抑える目標に相当するような、野心的で実現可能な目標の採択が望まれています。

日本においては、COP15の枠組を踏まえた上で、「次期生物多様性国家戦略」を2022年に策定する予定です。

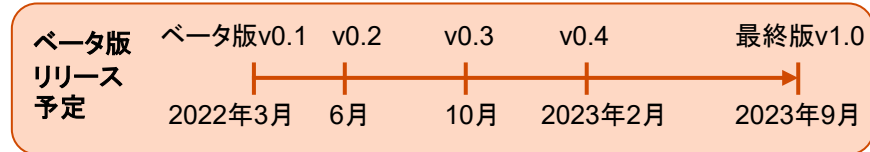
TNFD: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (自然関連財務情報開示タスクフォース)

2021年6月、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に続く市場主導のイニシアチブとしてTNFDが発足しました。TNFDは、自然関連リスクのリスク管理と情報開示に関するフレームワークを開発し、自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直すことを目的としています。

また、TNFDは、TCFDのアプローチを基に、国際サステナビリティ

基準審議会(ISSB)が現在開発中のグローバルなサステナビリティ基準と整合させた柔軟性を備えたフレームワークの構築を目指しています。

2022年3月、フレームワークの最初のベータ版(v0.1)が公開されました(詳細次頁)。2023年9月の最終提言の発表に向けて、今後は、市場参加者によるフィードバックとパイロットテストを踏まえ、改良しながら、今回未公表のトピック(指標と目標、シナリオ策定など)について検討が進められ、v0.2から0.4のベータ版では追加のガイダンスが提供されます。



生物多様性の関心の高まり

気候と生物多様性の間には複雑な相互関係があり、これらを切り離して別々に制御する対応ができなくなってきました。今後生物多様性は気候変動とともに大きなテーマとなると考えられています。

今後10年の深刻度から見たグローバルリスク

- 1位「気候変動への適応(対応)の失敗」
- 2位「異常気象」
- 3位「**生物多様性の喪失**」

出典: 世界経済フォーラム「グローバルリスク報告書2022年版」

4. TNFDの自然関連リスク管理フレームワークの紹介

2022年3月公表の「TNFDフレームワークの第1次ベータ版(v0.1)」の概要

TNFDは、2022年3月、「TNFD自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワーク」(ベータ版v0.1リリース)(The TNFD Nature-related Risk & Opportunity Management and Disclosure Framework Beta v0.1 Release)を公表しました。これと同時に、同内容を搭載したフィードバックを受け付けるためのインタラクティブ・オンライン・プラットフォームなどが公開されています。フレームワークは3つの要素から構成されています。

1 自然を理解するための基本概念と定義

TNFDは、「自然」「依存関係と影響」「自然関連リスクと機会」に関する定義を作成しました。この概念を基に、自然関連リスクと機会の評価および開示を推奨しています。

2 TNFDの提言案(開示提案)

TNFDの提言は、TCFDと同様、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの柱において開示するように構築されています。

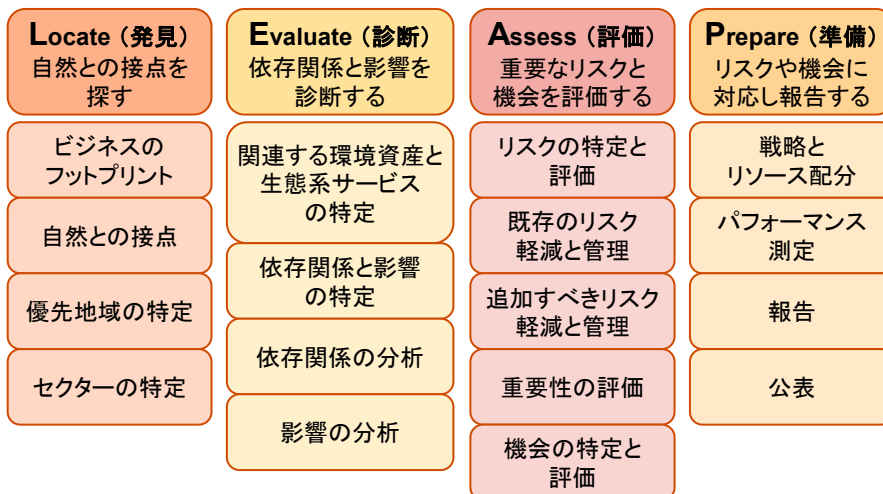
TNFD独自の新しい提言として、自然への依存関係や影響は場所固有性が高いため、組織や事業、サプライチェーンの場所(ロケーション)固有の自然の状況を説明すべきとの提言が加わっています。

提言「戦略」D.

完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域との組織の相互利用について説明する。

3 自然関連リスクと機会を評価するための任意のガイダンス

自然関連リスクと機会という新しいテーマについての理解を助け、内部評価と対応が行えるよう、TNFDは、LEAPと呼ばれる17のプロセスからなるガイダンスを開発しました。このガイダンスの採用で、企業や金融機関は、提言に沿った戦略、ガバナンス、資本配分、リスク管理の意思決定(開示の決定を含む)が可能になります。



ベータ版v0.1リリースを基にPwC加工(プロセスの詳細はリリース参照)

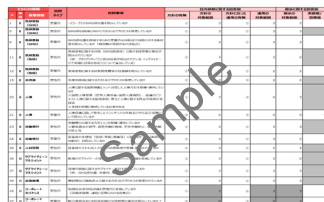
企業への影響

TNFDの展開次第では将来的にTCFDと同様の情報開示が求められる可能性は十分にあります。TNFDの提案は、自社の事業活動の範囲だけではなく、広範なバリューチェーンが対象となり、生物資源に直接依存していない企業でも関係する可能性があります。企業は、今のうちから自社の自然への依存関係や影響を分析し、定量評価などに取り組むことで早期にリスクを把握でき、戦略へとつなげる対応ができます。

ESG情報開示簡易診断ツールとESG 10 minutes Vol. 1、Vol. 2の紹介

貴社のESGに対する開示および取り組み状況の見える化に貢献するツールを紹介します。

ESG情報 開示簡易診断ツール



Sample

質問項目

PwCのメソドロジーに従い、ESGへの取り組みをこれから開始する企業がまず検討すべき重要な項目を質問項目として設定



インプット情報

貴社の情報（気候変動への取り組み、ガバナンスの状況、開示資料など）



ESGに対する
開示および取
組み状況の
見える化

診断結果を点数化

貴社の取り組み状況を重要課題ごとに点数化し「課題」を抽出

<ESG情報開示簡易診断ツールに関するお問い合わせ先>

安田 裕規 Partner 政田 敏宏 Senior Manager 萩原 早紀 Manager
hironori.yasuda@pwc.com toshihiro.masada@pwc.com saki.hagihara@pwc.com

本稿と合わせて、ESG 10 minutes Vol. 1、Vol.2 もぜひご一読ください。

ESG 10 minutes Vol. 1(2021/12)のトピック

1. ESG一基準を巡る動向
2. IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準の設定
3. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における検討
4. TCFD提言に関わる最新動向

ESG 10 minutes Vol. 2(2022/2)のトピック

1. IFRS財団による国際的なサステナビリティ開示基準の設定
2. 金融庁「記述情報の開示の好事例集2021(サステナビリティ情報に関する開示)」を公表
3. CDPが2021年のAリスト企業を発表

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/esg-10minutes.html>にて掲載中

Fact Sheet

PwC*は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。



主な提供サービス

- ・ 監査およびアシュアランス
- ・ コンサルティング
- ・ デールアドバイザー
- ・ フォレンジック
- ・ 税務
- ・ 法務



People

295,371人

アシュアランス	116,890人
アドバイザー	81,369人
税務&法務	55,286人
プラクティス・サポート・スタッフ	41,826人



Revenues

450億米ドル

サービスライン別 総収益 (単位:百万米ドル)

	FY21 (FY21為替 レート)	FY20 (FY20為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
アシュアランス	17,073	16,389	4.2%	1.2%
アドバイザー	17,029	16,092	5.8%	3.1%
税務&法務	11,040	10,551	4.6%	1.7%
総収益	45,142	43,032	4.9%	2.0%

地域別 総収益 (単位:百万米ドル)

	FY21 (FY21為替 レート)	FY20 (FY20為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
米国	18,309	18,285	0.1%	0.1%
アジアおよびアジア太平洋	8,862	8,104	9.4%	6.2%
欧州・中東・アフリカ	17,971	16,643	8.0%	2.0%
総収益	45,142	43,032	4.9%	2.0%

恒常為替レートの増減率は、米ドル建ての為替レートの影響を除外した現地通貨建てでの数値です。FY21の収益は、PwC全ファームの合計収益で、FY21の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。FY20の合計収益は、FY20の為替レートの平均で表示しています。総収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。FY20の数値は、FY21のオペレーションの最新事業構造を反映して再表示しています。そのため、FY20にアシュアランスおよび税務の一部として計上した約14億米ドルの収益は、アドバイザーに計上されています。

PwCのメンバーファームがサービスを提供した先は、

200,000社+

Fortune Global 500社中
420社



Locations

156カ国



* PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

本 ESG 10 minutes へのお問い合わせ は、PwC あらた有 限 責 任 監 査 法 人 ESG 戦 略 室 までお問い合わせください。
Email: jp_aarata_esg-mbx@pwc.com